

平成23年度全国研修

「財務諸表の見方」

建設業の会計

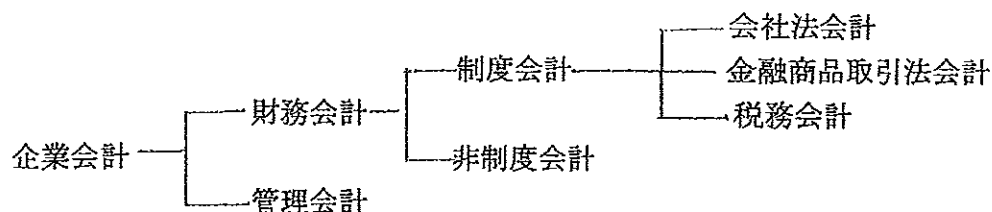
貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書の見方

税理士・日本行政書士会連合会監事

増田 由明

平成23年11月2日(水)
行政書士会館地下講堂

1 企業会計の分類



(1) 企業会計原則

指導原理としての性格で、法律ではないが、会社法、金融商品取引法、税法も尊重すべき規範。

(2) 会社法会計

株主と債権者の保護、利益調整を図るために、財産及び損益の開示、配当利益の計算をする。

計算書類・・・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び注記表。

* 国土交通省令に定める建設業法上の許可申請書の添付書類（建設業法第6条第1項第6号）

貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表

許可を受けた者は、毎事業年度経過後4ヵ月以内にこれらの書類と株式会社である場合は事業報告を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(3) 金融商品取引法会計

投資家の保護を目的として企業会計の開示をする。

金融商品取引法の財務諸表は、財務諸表等規則に基づき作成される。

建設会社の財務諸表は、特に法令の定めがある場合又はその所管官庁が会社計算規則に準じて計算書類を定めている場合は、その定めによる。

(4) 税務会計

課税の公平を目的として課税所得及び税額の計算をする。

2 建設業の特徴

- (1) 典型的な受注産業で、発注者との工事請負契約により、工事を受注し、その専門業者はさらに下請けに出す場合もある。
- (2) 下請け制度があり、建設業者は工種別に専門業者に発注し、その専門業者はさらに下請けに出す。外注依存度が高い。
- (3) 多数の建設業者の存在。中小建設業者が多い。
- (4) 公共工事に依存。受注時の入札制度・契約制度。
- (5) 大規模工事では、共同企業体（ジョイント・ベンチャー J V）で受注するが多い。

3 貸借対照表、損益計算書とは

- (1) 貸借対照表は、企業等の財政状態を明らかにするために、決算日における全ての資産、負債及び純資産を記載した計算書類。

近年、会計基準の国際的調和の流れを受けて、時価主義の影響が強まり、貸借対照表が示す財政状態とは決算日における企業の現在価値を表すものと考え方が変わってきている。

- * 貸借対照表に決算日における資産、負債及び純資産を記載する。
- * 総額で記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とは相殺してはならない。

- (2) 損益計算書は、一定期間の経営成績を正しく表示しなければならない。

一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載して、経常利益を表示し、これに特別損益項目を加減して当期純利益を記載した計算書類。

株主、債権者、その他の利害関係者に対して企業の経営成績を正しく表示しなければならない。

- * 発生主義の原則・・・全ての収益及び費用は、その収入及び支出に基づいて計上し、その発生した期間に正しく処理しなければならない。
- * 実現主義の原則・・・売上高は実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の提供、給付によって実現したものに限る。
- * 総額主義の原則・・・収益及び費用は、総額によって記載し原則として相殺してはならない。
- * 費用収益対応の原則・・・収益及び費用は、その発生源泉に従い分類して、各収益項目と費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

4 損益計算書項目

(1) 工事収益の認識基準

イ 工事進行基準

工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、当期の工事収益及び工事原価を計上する。

工事請負契約において、いまだ完成引渡の義務を果たしていないが、会計上は対価の請求権を獲得したとみて、成果の確実性が高まった場合に、これを収益として認識する。

ロ 工事完成基準

工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で工事収益及び工事原価を計上する。

ハ 部分完成基準

法人税法では、工事請負契約による収益の帰属時期の特例として工事完成基準の一形態である部分完成基準がある。

法基通2-1-9

- * 建設工事等を多量に請け負った場合、引渡し量に従い工事

代金を収入する特約または慣習がある場合

* 建設工事の一部が完成し、その完成した部分を引渡し立つ度その割合で収入する旨の特約又は慣習がある場合。

(2) 工事原価計算

原価要素を形態的に材料費、労務費、外注費、経費に分類する方法と工種別、工程別に分類する方法及び工事との関連で工事直接費と工事関連費に分類する方法がある。

イ 材料費

工事のため直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り返られた材料費。

ロ 労務費

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等。工種、工程別の工事について完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。

* 実際支給方式

* 予定配賦額方式

(3) 外注費

工種、工程別の工事について協力会社にその全部又は一部を発注し、完成させることを約する契約に基づく支払額。

(4) 経費

完成工事について発生し、材料費、労務費、外注費以外の費用。
例 動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費等

製造原価とは、すべての製造原価要素をいう。一定単位の製品に集計された原価をいい、売上品及び棚卸資産の価格を構成する全部の製品原価を製品原価とし、販売費及び一般管理費は、これを期間原価とする。

(原価計算基準第一章 四 原価の諸概念 (二))

工事の施工に直接関連して発生した経費

5 貸借対照表項目

(1) 金銭債権

金銭債権とは金銭の給付を受ける権利をいい、預金、受取手形、完成工事未収入金、貸付金等をいう。

- イ 預金・・・当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金で決算日以降一年以内に現金化できるもの。
預金で満期日が一年を越えるものは投資その他の資産に記載する。
- ロ 受取手形・・・工事代金等の営業取引に基づいて発生した手形債権を記載する。
- ハ 完成工事未収入金・・・完成工事高に計上した工事にかかる請負代金の未収額を記載する。
工事進行基準の適用により計上した完成工事未収入金は、法的には債権ではないが、会計上は法的債権に準ずるものとして金銭債権として取り扱う。

(2) 有価証券

イ 定義

* 法律上の有価証券

財産権を有する証券で、その権利の移転又は行使に証券が必要なもので、手形、小切手、株券、債券、船荷証券、商品券等。

* 会計上の有価証券

金融商品取引法上の有価証券で株券、債券、社債の受益証券等がある。

ロ 勘定科目

* 有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する（売買目的有価証券）及び決算日から1年以内に満期が到来する有価証券を記載。

* 投資有価証券

流動資産に記載された有価証券、子会社株式及び関連会社以外の有価証券を記載。

* 関係会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、いわゆる支配力基準及び影響力基準に基づき子会社及び関連会社に該当する株式。

(3) 棚卸資産

企業が営業目的を達成するために所有し、かつ売却を予定する資産。

* 未成工事支出金

完成工事高に計上していない工事に要した工事費。

* 材料貯蔵品

工事前材料、仮設材料、機械部品等の消耗工具器具及び備品並びに事務用消耗品等のうち、未成工事支出金勘定又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの。

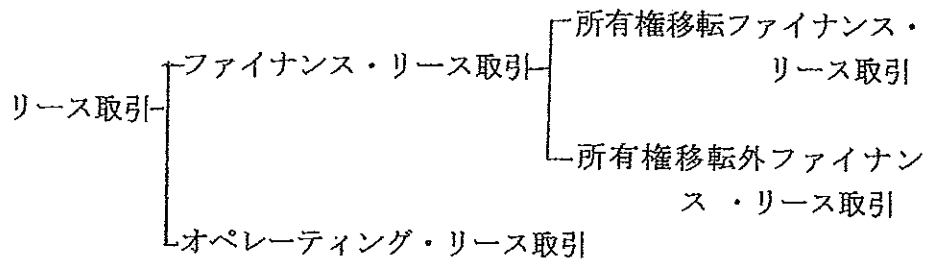
(4) 有形固定資産

企業が販売目的ではなく、経営活動のために長期間にわたって継続的に使用する実態のある資産。

建物、構築物、機械装置、車輛運搬具、工具器具備品、土地、リース資産、建設仮勘定等。

* リース取引

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸し手が、当該物件の借り手に対し、合意された期間（リース期間）に渡りこれを使用収益する権利を与え、借り手は使用料（リース料）を貸し手に支払う取引を言う。



事例 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産（車輛）	1 0 0 0
リース料総額	1 2 0 0
リース期間	5年
年間リース料	2 4 0

契約時仕訳

車輛（リース資産）	1 0 0 0	リース債務	1 0 0 0
-----------	---------	-------	---------

支払時仕訳

リース債務	1 7 6	現金預金	2 4 0
支払利息	6 4		

減価償却費	2 0 0	車輛	2 0 0
-------	-------	----	-------

* リース資産・・・ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を記載する。

* リース債務・・・ファイナンス・リース取引における債務を記載する。

(5) 無形固定資産

営業権、特許権、地上権、商標権等、形状を有しないが価値があるもので、法律上の権利とそれ以外のもので構成されている。

(6) 繰延税金資産、繰延税金負債

税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の額に相違がある場合において、法人税等（法人税、住民税、事業税）の額を、適切に期間配分をすることにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税を合理的に対応させることを目的としている。いわば税金を期間配分する手続である。

例1 貸倒引当金繰入額400、税務上繰入限度額200

繰入超過額200×税率40%=80

仕訳 繰延税金資産 80 法人税等調整額 80

例2 有価証券評価益400を計上

評価益400×40%=160

仕訳 法人税等調整額 160 繰延税金負債 160

(7) 引当金

引当金とは将来の特定の支出や損失に備えるために貸借対照表の負債の部又は資産の評価勘定として繰り入れられる金額をいう。

資産の評価性引当金・・・貸倒引当金

負債性引当金・・・完成工事引当金、工事損失引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給与引当金等。

6 損益計算書項目

(1) 完成工事高

工事進行基準の具体計算例

工事収益総額	1 0 0 0
工事原価総額	9 0 0
工事利益	1 0 0
工期	2年
工事進捗度	原価比例法

	1年目	2年目
工事収益総額	1 0 0 0	1 0 0 0
当期発生原価	3 0 0	6 0 0
原価調整	- 2 0	+ 2 0
調整後発生工事原価	2 8 0	6 2 0
発生工事原価累計	2 8 0	9 0 0
工事利益	1 0 0	1 0 0
工事進捗率	3 1. 1 %	1 0 0 %

① 発注者から工事着手金200を現金で受領。

現金 200 / 未成工事受入金 200

② 材料費、労務費、外注費、経費の合計額280を支払い、外注費20を未払い計上。

未成工事支出金 300 / 現金 280
工事未払金 20

③ 発生工事原価のうち未使用材料を材料貯蔵品勘定に振替。

材料貯蔵品 20 / 未成工事支出金 20

④ 工事進捗度

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後発生工事原価} & 280 & \\ \text{工事進捗度} = & = & (31.1\%) \\ \text{工事原価総額} & 900 & \end{array}$$

⑤ 工事進捗度に基づき工事収益及び工事原価を計上する。

$$\begin{aligned} \text{工事収益} &= \text{工事収益総額} \times \text{工事進捗度} \\ &= 1000 \times 31.1\% = 310 \end{aligned}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{完成工事未収入金} & 110 & / \quad \text{完成工事高} & 310 \\ \text{未成工事受入金} & 200 & & \end{array}$$

完成工事原価

$$\begin{aligned} \text{完成工事原価} &= \text{工事原価総額} \times \text{工事進捗度} \\ &= 900 \times 31.1\% = 280 \text{ (切上げ)} \end{aligned}$$

$$\text{完成工事原価} \quad 280 \quad / \quad \text{未成工事支出金} \quad 280$$

(一年目の財務諸表)

* 損益計算書

$$\begin{array}{rcl} \text{完成工事高} & 310 & \\ \text{完成工事原価} & 280 & \\ \text{工事利益} & 30 & \end{array}$$

* 貸借対照表

$$\begin{array}{rcl} \text{完成工事未収入金} & 110 & \text{工事未払金} & 20 \\ \text{未成工事支出金} & 0 & \text{未成工事受入金} & 0 \\ \text{材料貯蔵品} & 20 & & \end{array}$$

(二年目の会計処理)

① 未使用材料20を工事原価に振替

$$\text{未成工事支出金} \quad 20 \quad / \quad \text{材料貯蔵品} \quad 20$$

② 工事未払金 20 を現金で支払い。

工事未払金 20 / 現金 20

③ 発注者から工事代金 300 を現金で受領。

現金 300 / 完成工事未収入金 110
/ 未成工事受入金 190

④ 材料費、外注費、労務費、経費の合計 550 を現金で支払い。

未成工事支出金 550 / 現金 550

⑤ 工事完成にあたり外注費 50 を未払計上。

未成工事支出金 50 / 工事未払金 50

⑥ 工事が完成し引渡しをしたため工事収益、原価を計上。

$$\begin{aligned} \text{工事収益} &= \text{工事収益総額} \times \text{工事進捗度} - \text{前期までに計上した工事収益} \\ &= 1000 \times 100\% - 310 = 690 \end{aligned}$$

完成工事未収入金 500 / 完成工事高 690
未成工事受入金 190

$$\begin{aligned} \text{工事原価} &= \text{工事原価総額} \times \text{工事進捗度} - \text{前期までに計上した工事原価} \\ &= 900 \times 100\% - 280 = 620 \end{aligned}$$

完成工事原価 620 / 未成工事支出金 620

(二年目の財務諸表)

損益計算書

完成工事高	690
完成工事原価	620
工事利益	70

貸借対照表

完成工事未収入金	500	工事未払金	50
未成工事支出金	0	未成工事支出金	0

* 各年度の損益計算書

	1年目	2年目	合計
完成工事高	310	690	1000
完成工事原価	280	620	900
工事利益	30	70	100
総利益率	9.7 %	10.1 %	

7 完成工事原価報告書

(1) 原価計算の目的

- イ 企業の出資者、債権者等に真実の原価を集計すること。
- ロ 価格計算に必要な原価資料を提供すること。
- ハ 原価管理に必要な原価資料を提供すること。
- ニ 予算の編成並びに予算統制に必要な原価資料を提出すること。
- ホ 経営の基本計画を設定するにあたり、必要な原価情報を提供すること。

(2) 原価計算制度

財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、相ともに達成される計算秩序である。

- * 実際原価計算制度
- * 標準原価計算制度

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式十五号	貸	借	対	照	表
様式十六号	損	益	計	算	書
様式十七号	完	成	事	原	価
様式十七号の二	株	主	資	本	等
(様式十七号の三	注	属	記	明	細
	附				算

表書書表表)

事業年度 [自 平成 年 月 日]
 [至 平成 年 月 日]

(会社名)

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I	流 動 資 産	千円
	現金預金
	受取手形
	完成工事未収入金
	有価証券
	未成工事支出金
	材料貯蔵品
	短期貸付金
	前払費用
	繰延税金資産
	その他
	貸倒引当金	△ _____
	流動資産合計
II	固 定 資 産	
(1)	有 形 固 定 資 産	
	建物・構築物
	減価償却累計額	△ _____
	機械・運搬具
	減価償却累計額	△ _____
	工具器具・備品
	減価償却累計額	△ _____
	土 地
	リース資産
	減価償却累計額	△ _____
	建設仮勘定
	その他
	減価償却累計額	△ _____
	有形固定資産合計
(2)	無 形 固 定 資 産	
	特許権
	借地権
	のれん

リース資産
その他
無形固定資産合計
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金
投資その他の資産合計	△
固定資産合計
III 繰延資産	
創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負債の部

I 流動負債	
支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
..... 引当金
その他
流動負債合計

II 固定負債	
社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
引当金
負ののれん
その他
固定負債合計
負債合計

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
資本剰余金合計
(4) 利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
準備金
積立金
繰越利益剰余金
利益剰余金合計
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金
株主資本合計
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
III 新株予約権	
純資産合計
負債純資産合計

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

I	売 上 高	千円
	完成工事高
	兼業事業売上高
	
II	売 上 原 価	
	完成工事原価
	兼業事業売上原価
	売上総利益 (売上総損失)
	完成工事総利益 (完成工事総損失)
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)
III	販売費及び一般管理費	
	役員報酬
	従業員給料手当
	退職金
	法定福利費
	福利厚生費
	修繕維持費
	事務用品費
	通信交通費
	動力用水光熱費
	調査研究費
	広告宣伝費
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	交際費
	寄付金
	地代家賃
	減価償却費
	開発費償却
	租税公課
	保険料
	雑 費
	営業利益 (営業損失)

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	
その他	_____
V 営業外費用		
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他	_____	_____
經常利益（經常損失）	
VI 特別利益		
前期損益修正益	
その他	_____
VII 特別損失		
前期損益修正損	
その他	_____	_____
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	_____	_____
当期純利益（当期純損失）		=====

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(会社名)

千円

I	材 料 費
II	労 務 費
	(うち労務外注費 _____)
III	外 注 費
IV	経 費
	(うち人件費 _____)
	完成工事原価	=====